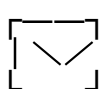


リミットは3月上旬です！



≡ ■ こんなきどうなる？ 身近な税務トピック

●消費税の還付を早く受けるには？ 編

ほとんどの顧問先様にとって、消費税は払わなくてはならない税金です。しかし、払うどころか、逆に還付を受け取れる場合があります。建物など大きな買い物をした場合は有名ですが、この他には輸出販売を行っている会社に多く見受けられます。

この場合、毎期の決算で申告すれば、還付が受けられることとなりますが、当然ながら、一年に一度しか機会がありません。資金繰りに頭を悩ませる顧問先様にとっては、喜ばしい状況とは言えません。そこでこんな時には、消費税の課税期間を短縮するという方法を取りましょう。税務署へ特別な届け出をすれば、この方法の適用を受けることができます。

通常、会社の課税期間はご存じのとおり1年です。もちろん、消費税についても同様です。ただ、この方法を使えば、課税期間を3カ月または1カ月に短縮することができます。そのため、還付を受けるタイミングが通常の場合より早くなります。

近々、海外へ向けてのビジネス展開を考えている顧問先様などは、一考の価値があると言えるでしょう。ただ、届け出には期間など一定の縛りがあるため、ご検討される際には、お早めに弊所または担当者へご連絡いただければ幸いです。

ご質問等不明な点がございましたら、お気軽に弊所までご連絡下さい。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



≡ ■ 温故知新な＜九段的ヒトコト＞

人間にはわらじをつくる人、みこしを担ぐ人、みこしに乗る人がいる。誰が一番偉いんじゃないかと、それぞれ与えられた役割をまっとうすることが大事なんだ。

-大沢 啓二(元日本ハムファイターズ監督)

職業に貴賤なし。
孫請けがあるから下請けがあり、
下請けがあるから川下のメーカーがある。
メーカーがいるから量販店がある。
それぞれ、逆もまた真。

会社においても、社長がいて、社員がいる。
営業がいて、事務方がいる。
「みこしに乗って進む」という同じ目的を共有できていて、
あとはそれぞれ自分ができることを全うできれば、
必然的に全員が目的を達成できるのかもしれませんが。

メールマガジン編集担当 新井 良平



花粉症の季節がやってまいりました。
今のところ私は発症していないようですが、
周りの方々は大変そうです。
鼻がつまってしまうため、うまく呼吸もできないし、
熟睡できないし、ひどいと熱が出てしまう、
というように日常生活に支障が出てしまう方もいるとおもいます。
そのような方をみると、本当に大変そうだと思う一方、
自分はなりたくないな、と思ってしまうのが正直なところです。

しかし、今年は通常の何倍、何十倍と言われる量の花粉が飛ぶとのこと。
それを聞いたせいか、妙に鼻がムズムズし、
何となく目がショボショボしてきたような気がします。
きっと、「病は気から」だと思うので、
気にせずに今年も乗り切りたいと思っています。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓
